

令和3年度 若年性認知症施策推進事業 業務委託仕様書（案）

1 委託事業名

令和3年度 若年性認知症施策推進事業

2 事業の目的

若年性認知症の方やその家族への相談や支援体制を整備し、速やかに必要な支援へとつなげるとともに、若年性認知症についての企業等への啓発活動を行い、理解促進を図ることで、当事者や家族が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を構築する。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 委託条件

事業を実施する事業者は、次の（1）から（5）のすべてを満たしていることを条件とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各項に規定する者に該当しないこと。
- （2）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- （3）委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な基盤を有していること。
- （4）福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。また、これらの者に利益若しくは便宜の供与等を行っていないこと。
- （5）次のいずれも満たす者。
 - ア 継続した認知症の方に対する支援実績があること。
 - イ 原則として県内に事業所がある等、定期的に県と協議できる体制であること。

5 事業内容

コーディネーターを3名以上配置し、以下の業務を実施すること。

なお、年末年始、お盆、その他県との協議による日を除いた週5日（火曜日から土曜日）、10時から17時まで配置することとする。また、最低1名は常勤のコーディネーターとし、常勤換算で3名以上の執行体制を確保すること。

- （1）若年性認知症の人やその家族からの相談対応（10時から16時まで）
 - ア 相談窓口の専用電話による相談対応
 - イ 面談による相談対応
 - ウ 訪問による相談対応
 - エ オンラインによる相談対応

- (2) 若年性認知症の人やその家族と、支援機関等（認知症（疾患）医療センター、ハローワーク、地域包括支援センター等）をつなぐ
 - ア 本人交流会の開催
若年性認知症の人やその家族・支援者による交流会を県内4地区で開催。
 - イ 若年性認知症の人やその家族が求める情報の提供
- (3) 市町村職員、地域包括支援センター職員に対する若年性認知症についての研修及び出張相談会の開催
 - ア 研修
病気の特徴、気づきのポイントなど、早期に対象者を支援に繋ぐための研修を開催し、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームに相談者を繋ぐ体制を構築する。
 - イ 出張相談会
市町村庁舎等において、県内4地区で原則毎月出張相談会を開催する。
- (4) 就労継続のための企業啓発の実施
必要に応じて県の別事業と連携し、企業に対して若年性認知症の方が就労継続できるよう企業に対する啓発活動を行う。
- (5) 広報事業
相談窓口の周知チラシや若年性認知症の当事者や家族向けのハンドブック等の広報・啓発資料を作成し、関係機関に配布する。
- (6) その他
その他若年性認知症の方やその家族の支援に資する事業で県と協議の上、必要と認められた事業。

6 実施要件

事業の実施に当たって、以下の点を遵守すること。

- ・原則再委託は認めない。ただし、再委託が必要な場合は事前に県の承認を受けること。

7 事業の実施に関する事項

(1) コーディネーターの配置について

以下のいずれかの要件に該当するコーディネーターを配置すること。

- ア 若年性認知症の病態や特性等に関し知見を有する者であって、若年性認知症の人に対する相談や支援等の実務経験を有する者
- イ 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、介護支援専門員等
- ウ 上記ア、イ以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有しており、本人や家族等に対し適切な相談援助を行うことができる者として県が認めた者

(2) 研修の受講

配置したコーディネーターは、国が実施するコーディネーターを対象とした研修を受講すること。

8 委託料の対象となる経費

委託事業を実施するために必要な次の経費については、受託者が委託費の中から支払うこと。

- (1) コーディネーター配置等に係る人件費
- (2) 研修参加に要する経費（旅費、受講料）
- (3) 消耗品、研修会資料、周知等に係る事務費
- (4) 電話、郵送料、手数料等に係る役務費
- (5) 意見交換会、研修会等会場の使用等に係る使用料
- (6) その他事業に必要な経費

9 実績報告書等

- (1) 相談内訳、相談者、相談者地域、相談内容、活動実績等に関する実績を毎月、翌月の10日までに報告すること。
- (2) 交流会や研修会については、実施の都度、実績を報告すること。
- (3) 事業の実施終了後、業務完了届、収支精算書及び実績報告書を提出すること。
- (4) 提出先は、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課在宅介護・予防係とする。

10 事業の円滑な引継ぎ

次年度本事業を受託しない場合など、委託事業年度終了時に本事業実施団体に変更が生じる場合を踏まえて、円滑に次年度の事業が開始できるよう、福岡県の指示に基づき誠実かつ適切に事業の引継ぎを行うこと。

11 留意事項

- (1) 本事業の対象地域は福岡県全域であり、地域的な偏りが生じないように努めること。
- (2) 受託者は、県から事業の実施・管理状況についての報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- (3) 事業の実施に当たり事業計画、予算及び事業運営上重要な事項については、事前に県と協議をし、連携を図りながら仕様書の業務を遂行するとともに、事業効果を検証し、事業を見直すなど弾力的に実施すること。
- (4) 事業の実施に当たっては、福岡県の条例等を遵守すること。
- (5) 事業の実施に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月29日福岡県訓令第1号）」に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障がいのある人の権利利益を侵害してはならないこと。
- (6) 事業の実施に当たっては、福岡県部落差別事業の解消の推進に関する条例（平成31年福岡県条例第6号）を遵守すること。